

いじめ防止基本方針

令和7年4月

大田市立第三中学校

Ⅰ 基本方針

○ ねらい

本校は、『夢の実現に向かって、確かな自分づくりをめざす生徒の育成』を学校教育目標に掲げ、教育活動を行っている。生徒数は9名の極めて小規模な学校で校区内に小学校2校を有している。生徒は純朴で落ち着いた生活を送っており、学習や作業等まじめに取り組むことができる。ほとんどの生徒が日々の学校生活を楽しんでいるが、自分なりの悩みを抱えている生徒もいる。また、特別な支援や配慮を要する生徒が、生活をする中で生きづらさや困り感を抱えている場面もある。

こうした中、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行された。同法第3条で示された基本方針の下、学校に対しては、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定(同法第13条)、いじめの防止等の対策のための組織等の設置(同法第22条)等義務づけられている。

そこで、本校のめざす生徒像のひとつにある『思いやりの心を持ち、自他を大切にする生徒』の実現をめざし、いじめのない学校をつくるため「いじめを行わず、いじめを認識しながら放置しない」生徒を育成する。さらに、いじめ問題に対する生徒の理解を深める。

○ いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。(同法第2条)

○ いじめに対する認識

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学級、どの学校でも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

○ 基本方針として盛り込むべき内容

- ・安心、安全な学校、学級づくりを進める。
- ・生徒一人一人の自尊感情を育成するとともに、人権・同和教育をすべての教育活動の基底に据えて生命尊重の精神や人権意識の高揚を図る。
- ・いじめを積極的に認知し、迅速かつ適切に対処する。
- ・特定の教職員が抱え込むことなく組織的に対処するとともに、解消に向けて家庭、地域、関係機関等と連携し取り組む。

2 未然防止の取組

○ 校内体制の整備

<大田三中いじめ対策委員会>

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級担任、学年主任、スクールカウンセラー

※1 必要に応じて、行政等の専門家を加える。

※2 構成員については、事案等により柔軟に編成する。

<活 動>

- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめに対する措置に関すること。
- ・いじめ問題に関わる研修に関すること。（教職員研修・PTA研修等）

<開 催>

- ・定例のいじめ対策委員会は、月に1回程度開催する。（職員会議での開催も含む）
- ・事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、いじめの認知について協議する。
- ・いじめ対策委員会での協議事項やいじめ事案への対応については、職員会議において報告し、周知徹底を図る。また、市教委へも報告する。

<PDCAによる取組>

- ・教職員の資質能力向上のための研修や、取組が計画通り進んでいるかのチェックや各取組の有効性の検証、基本方針の見直し、改善も担う。

＊取組に対する評価、検証と改善について

- ・学校評価や教職員評価を活用し、その後の指導方法の検証や改善を図る。
- ・いじめが起る原因や背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議などで周知を図る。また、普段から教職員全員の共通理解を図る。

<相談窓口の周知>

- ・いじめ及びセクシュアルハラスメント等のハラスメント一般に関する相談窓口を教頭、養護教諭とし、生徒・保護者・職員へ周知する。

○生徒の実態把握と子ども理解の深化

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。そのためには、日頃から生徒たちとの信頼関係を築くことが大切になる。本校では毎朝、生徒に関する情報交換の時間をとり、共有している。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化するということを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめの兆候を見逃さない、見過ごさない認知能力を向上させていく。

○学力向上

- ・「見通し、振り返り学習」を取り入れた授業を展開するとともに、生徒が互いの思いや考え方の違いを認め合い、高め合える「学び合い学習」を工夫する。
- ・誰にとっても分かりやすい、一人一人を大切にする授業をめざし、ユニバーサルデザインに配慮した授業づくりに取り組む。

- ・授業とつながる宿題の提示を工夫し、学習意欲の高揚を図る。

○いじめ解消に向けた実践力の育成

人権・同和教育をすべての教育活動の基底に据え、生命尊重の精神や人権意識の高揚を図る。また、道徳授業の充実を図り、生徒が心を揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての気高さや心遣い、優しさ等に触れさせることで自分自身を省み、いじめを抑止する。

○集団づくり

アンケートQUの結果をもとに、ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターなどを活用した指導を行う。また、生徒会が主催して行う集会や行事をとおして、「いじめのない学校づくり」を自分たちの手で進めていこうとする態度を育てる。

○地域の「ひと・もの・こと」とつながるふるさと教育、キャリア教育の充実

地域の特色を生かした体験活動（窯芸活動、石見銀山学習、職場体験学習、修学旅行等）を通じて、人や自然社会との関わりを豊かにするとともに、自分の将来や今後の生き方を考えるための指導を行う。

○情報教育の充実

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策として、外部講師を招いたメディア講演会等を通して、情報モラルに関する研修会を行う。

3 早期発見のための取組

○ 日々の観察

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に生徒の様子に目を配り、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けて、いじめの早期発見を図る。
- ・いじめを含む悩みへの相談窓口があることや、教育相談を実施したり、カウンセリングを受けたりすることができることを周知し、相談しやすい環境づくりをする。

○ 観察の視点

- ・成長の発達段階からみると、生徒たちは小学校中学年段階からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたか、小中連絡会等を通じて、小学生時の情報を収集する。
- ・気になる言動等がみられるグループに対しては、適切な指導を行い、関係修復にあたる。

○ きずなノートの活用

- ・きずなノートを活用し、担任、部活動顧問と生徒、保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。なお、気になる内容については、教育相談や家庭訪問等実施し、迅速に対応する。

○ 学校生活に関するアンケート調査（いじめに関するアンケート調査）の実施

- ・アンケート調査は、実態に応じて随時（少なくとも学期に1回）実施する。実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、生徒の実情に配慮する。

○ 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・アンケート調査実施後、テスト期間を利用するなどして教育相談を実施する。
- ・教育相談では、スクールカウンセラー等を活用する。
- ・スクールカウンセラーや特別支援教育支援員等との情報交換、情報共有を適宜行い、学校生活での悩みの解消を図る。

○教職員間での情報の共有

- ・職員朝礼（生徒指導日報）や職員会議で生徒の情報交換の時間を設け、時機を逸さずに情報を共有することで、生徒の心の機微を敏感に察することができるようにする。

4 いじめ発生時の対処

いじめを発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切に対応し、いじめを受けた生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、担任一人では抱え込まず、学年全体、学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防ぐため、日常的に取り組む計画を立て（見直し）、継続的に見守っていく。

（１）校内体制・教育委員会への報告 ※「いじめに対するフロー図」参照

（２）対処の手順 ※「問題事象から学ぶために」参照

把握すべき情報	※なお、生徒の個人情報の取り扱いには十分注意すること
▶誰か誰をいじめているのか？・・・・・・・・・・・・・・・・	【加害者と被害者の確認】
▶いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・・・・・・・	【時間と場所の確認】
▶どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？・・・・・・・・	【内容】
▶いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・・・・・・・	【背景と要因】
▶いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・・・・・・	【期間】

① いじめられた生徒に対して

生徒に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について相談する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して保護者と連携しながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭での生徒の様子に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた生徒に対して

生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするといった配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、「いじめは人として決して許されない行為である」ことを認識させる。
- ・いじめられる側の気持ちに共感できるような指導を行う。

保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちやよりよい解決を図ることを伝える。
- ・ 「いじめは人として決して許されない行為である」という毅然とした姿勢で事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 生徒を変容させるために、今後のかかわり方などをいっしょに考え、助言する。

③ 周りの生徒たちに対して

- ・ 当事者だけの問題ではなく、学級または学校全体の問題として捉え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す指導を行う。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級、学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることも、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを認識させる。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 他の保護者への説明の必要性の判断とその実施

- ・ 被害者、加害者そしてそれぞれの家庭への連絡や指導に目途が立ち次第、他の保護者への説明の必要性について、職員会議で検討、判断する機会を設ける。

⑤ 背景や学校の課題等の分析

- ・ いじめの起きた背景や原因、課題の分析や今後の取組について、全教職員で話し合い、改善に向けての取組を行う。

(3) 再発防止に向けた取組

○ 継続した指導

- ・ いじめが解消したと思われる場合でも、引き続き観察し、折に触れて必要な指導を継続して行う。
- ・ 教育相談、きずなノート等で積極的にかかわり、その後の状況把握に努める。
- ・ いじめられた生徒のよさを見つけ、褒めたり認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にスクールカウンセラー等を活用し、心のケアにあたる。
- ・ いじめの再発を防ぐため、日常的に取り組むことを洗い出し、計画を立て（見直し）、いじめのない学級づくり、学校づくりへの取組を強化する。

5 重大事態発生時の対処

いじめを背景とする生徒の自殺（未遂も含む）や殺傷事件等の重大事件・事故が発生した場合、つぎのように対応する。

（1）重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余議なくされている疑いがあると認められるとき。
- 生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があったとき。

（2）学校が主体となって調査する場合の対応について

学校の対応

- 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- すみやかに「危機対応チーム（危機管理委員会）」を確立する。
- 関係生徒、保護者へ迅速に連絡する。
- 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。
- 教育委員会へ連絡、指導を要請する。

＜危機対応チームの構成員＞

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任
学年主任、市教委担当者 ※状況に応じて、行政・医療等の専門家を加える。

（3）外部有識者を含む「調査委員会」を設置する

① いじめ等学校要因を背景とした生徒の自殺事案

自殺の背景についての初期調査で、学校側がいじめの被害や教員の不適切な指導など学校要因を把握した場合は、遺族の同意を得た上で調査委員会を設置して「詳しい調査」を行う。また、学校側は学校要因を把握していないが、遺族から「詳しい調査」の要望があった場合も調査委員会を設置する。自殺未遂事案においても、背景と思われる学校要因の重大性、保護者との関係、社会的影響力などを総合的に判断し、設置することがある。

② いじめ等を背景とする犯罪（殺人・傷害等）による生徒の死亡事案（重傷を負った場合も含む）

いじめを背景としないが、学校が安全配慮義務を怠ったために発生した学校事故により、生徒が死亡、または重傷を負った場合等も調査委員会を設置することがある。

③ 学校の役割について

- 調査委員会を設置する主体は、学校とする。
- 大田市教育委員会の指導のもとに調査委員会を発足させる。
- 学校では「調査委員会設置要綱」を策定する。
- 学校では「調査委員会設置要綱」に基づき委員を選任する。委員の選任に当たっては、生徒の保護者等関係者の意向を尊重して行うが、外部有識者委員を含むことを原則とする。

④ 重大事態解決に至るまでのフローチャートの作成

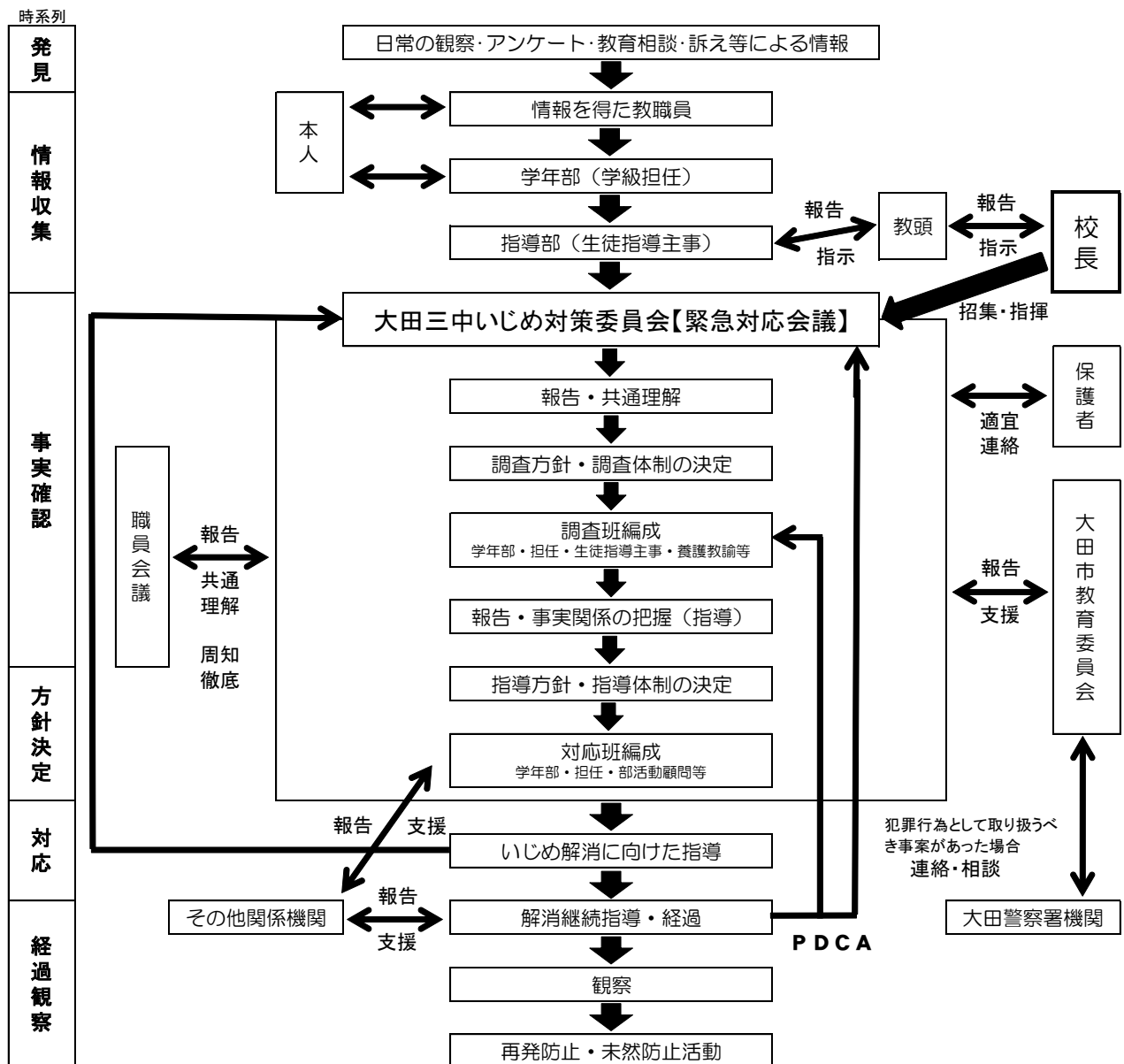
「調査委員会」、市教委とともに事態解決へ向けての短期プログラムを作成するが、あらかじめ重大事態発生のマニュアルとなるフローチャートを作成する必要がある。そのとき、学校主体の場合と、市教委主体となる場合があるため、校内においても市長への報告、または議会への事案報告等に関する資料づくりを行う。

いじめに対する措置(フロー図)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが何より大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたために、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうこともある。

そういった状況避けるために、校長がいじめ対策委員会による緊急対応会議を開催し、方針を定め、組織的に取り組んでいく。

校長のリーダーシップによる迅速かつ組織的な対応をするために



※いじめの事案の状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。

※いじめ解消に向けては、迅速な対応が大切になる。そこで、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。(ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれがある場合は、把握した状況をもとに十分検討・協議し、慎重に対応する。)

※事案によっては、学年または学校のすべての保護者に説明する必要があるかどうかを判断し、必要と判断した場合は、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催等を実施する。

※事案によっては、マスコミへの対応も考えられる。その場合は、対応窓口を明確にして誠実に対応する。

取組の流れ

1 初動の取組

初動の対応

※対応のための協議 ※人権侵害のおそれがある場合 ▶ 状況を止める

事実確認

- いつ、どこで、誰が、誰に対して、何を、どうしたのか
- その時、その場に居合わせたのは誰か
- それはどのような状況のもとであったのか
- その出来事があった以降、どのような経過で現在に至っているのか

被害を受けた人への初動の対応

怒いの受け止め
▼
支える体制づくり

連絡・報告

当該の現場（学校、学級など）
▼
管理職、所管する教育委員会等

2 分析と方針策定（＝アセスメント）

関係者協議（必要に応じて関係行政機関等の外部も加えて）

- 事実確認に基づく情報の共有
- 分析のための聞き取りの実施（追加の事実確認）
- 背景・要因の分析と問題の本質の明確化
- 問題解決のための取組の方針の決定
- 取組の役割分担の決定

3 解決に向けた取組

被害を受けた人への取組

- ・ 怒いを受け止め、支える
- ・ 解決への道筋を提示する
- ・ 解決への展望を持たせる

教育現場としての課題解決に向けた取組

- ・ 問題事象が及ぼしていた影響を検証して教育活動を見直し、課題を明確化する
- ・ 問題解決のための具体的な取組を策定する
- ・ 取組を検証し、評価する

問題を起こした人への取組

- ・ 自らの課題に気づかせる
- ・ 問題解決の取組や指導の過程を提示する
- ・ 資質向上や本人の改善につながるような指導を実施する